

児童扶養手当等関係事務員（会計年度任用職員・パートタイム）募集要項

1 募集区分・募集人数

- （１）募集区分 児童扶養手当等関係事務員（会計年度任用職員・パートタイム）
- （２）募集人数 １人

2 勤務場所

守山市役所こども家庭相談課  
転勤の可能性：なし

3 業務内容

- ・ 児童扶養手当関係事務補助業務（窓口受付、電話対応、訪問調査、パソコン入力事務）
  - ・ 児童手当関係事務補助業務（窓口受付、電話対応、訪問調査、パソコン入力事務）
  - ・ その他所属長の定める事項に関する業務
- 変更範囲：変更なし

4 資格要件

- （１）年齢 問いません
- （２）性別 問いません
- （３）資格等 次の要件を満たす人
  - ① 普通自動車運転免許証を有する人
  - ② パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人

5 勤務条件

- （１）任用期間 令和８年４月１日から令和９年３月３１日（１年）  
（任用期間内の勤務成績が良好である場合は４回に限り、再度任用の可能性あり）
- （２）勤務日数・時間 週４日 午前８時３０分～午後５時１５分
- （３）報酬・手当 月額１４４,１０２円※１年目の報酬額  
賞与（期末手当+勤勉手当）  
１年目：３.０２２５月分 ２年目以降：４.６５月分（予定）  
※採用日および人事評価等によって支給月数は変動します。  
※給料等は、今後の制度改正に伴い変更となる可能性があります。  
費用弁償
- （４）休暇等 土・日曜日、祝日、年末年始

年次有給休暇、夏季休暇、忌引き ほか

(5) 健康保険等 滋賀県市町村職員共済組合、厚生年金、雇用保険

(6) 通勤手当 マイカー通勤で駐車場を利用される場合、駐車場についてはご自身で手配していただきます。(駐車場の利用に対する補助制度創設の予定あり。)

(7) 退職等 ①任用期間が満了した場合

②任用期間の途中であっても、次のいずれかに該当する場合は任用を取り消すことがあります。

・勤務実績が良くない場合

・心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合

・会計年度任用職員の職に必要な適格性を欠く場合またはふさわしくない非行があった場合

・制度の改廃または予算の減少により廃職等が生じた場合

6 条件付採用期間 任用ごとに1月(毎年度。正式採用しない場合、解雇予告の対象)

7 服務 地方公務員法が適用されます(業務上知り得たことについての守秘義務等)

8 試験日程等

(1) 試験 作文・面接試験

(2) 日時・場所

令和8年3月17日(火) 午後2時～ (受付:午後1時30分～)

守山市役所2階 21,22会議室

(3) 持ち物

試験当日に履歴書(写真貼付)、筆記用具、運転免許証、紹介状(ハローワークでの申込の方のみ)を持参

(4) 採用の決定

試験日から7日以内に文書で通知

9 申込方法等

次のいずれかの方法で申し込み

・子ども家庭相談課へ電話または直接申し込み

・公共職業安定所(各ハローワーク、ジョブプラザ守山等)に申し込み。(交付された紹介状を試験日当日に持参)

申込期限 令和8年3月13日(金) 執務時間中(土・日曜日、祝日除く)

10 問い合わせ

子ども家庭相談課 電話 077-582-1137 FAX 077-582-1138

メール kodomokateisoudan@city.moriyama.lg.jp